# 高知県薬物乱用対策第六次五か年戦略

（令和６年度～令和１０年度）

**～薬物乱用のない高知家を目指して～**




令和６年３月

高知県薬物乱用対策推進本部

# 目次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２　「高知県薬物乱用対策第六次五か年戦略」の視点・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３　「高知県薬物乱用対策第六次五か年戦略」の目標・・・・・・・・・・・・Ｐ４

４　具体的な取組

目標１：青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

（１）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実・・・・・・・・・・・Ｐ５
（２）有職・無職少年に対する啓発の強化・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
（３）国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進・・・Ｐ６
（４）県民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発の推進・・・・・・・・Ｐ７

目標２：薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

（１）薬物依存症者等への医療提供体制の強化・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
（２）刑事司法関係機関等が連携した社会復帰に繋げる息の長い指導・支援の推進・・Ｐ１０
（３）地域社会における本人・家族等への支援体制の充実・・・・・・・・・Ｐ１１
（４）薬物依存症に関する正しい理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２

目標３：国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

（１）暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売組織対策の推進・・Ｐ１３
（２）薬物犯罪収益対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４
（３）巧妙化・潜在化する密売事犯への対応・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４
（４）大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底・・・・・・Ｐ１４
（５）正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化・・・・・・・・・・・Ｐ１５
（６）密輸対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６

## １　はじめに

高知県薬物乱用対策推進本部は、第三次覚醒剤乱用期の一刻も早い終息を主な目的として、平成１０年１０月に「高知県薬物乱用対策五か年計画」、平成１５年１０月に「高知県薬物乱用対策新五か年計画」、平成２２年３月に「高知県薬物乱用対策第三次五か年計画」、平成２６年３月に「高知県薬物乱用対策第四次五か年戦略」、さらに平成３１年３月に「高知県薬物乱用対策第五次五か年戦略」を策定し、薬物乱用対策について普及啓発・相談体制の整備・取締等の対策を講じてきたところである。

各対策の推進により、県内における覚醒剤事犯の検挙人員は、平成１４年に８９人であったものが、令和４年には２０人と減少傾向にある。また、シンナー等有機溶剤乱用少年の補導がない状況が続くなど、関係機関による啓発活動や取締りにより一定の成果が認められている。

全国的に見ると、覚醒剤事犯の検挙人員は、令和４年は６，２８９人と７年連続で減少しており、これは第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成９年の約１万９千人台と比して約三分の一の検挙人員となっている。しかしながら、再犯率は約７割と依然として高い水準であり、覚醒剤の依存性の強さがうかがえることから、引き続き再乱用防止対策が重要である。

また、近年では大麻事犯が急増し、令和４年においても検挙人員が５，５４６人と前年に続く高い水準であった。特に、３０歳未満の割合が、大麻事犯の検挙人員全体の約７割を占めており、若年層の大麻乱用が深刻な問題となっている。本県においても、大麻事犯の検挙人員の比率は全国と同様に若年層が占めており、若い世代に対する対策の強化が必要となっている。

さらに、若年層の間で、市販薬や処方薬の過剰摂取（オーバードーズ）が広がっており、重大な社会問題となっている。

このように、薬物乱用の情勢は県内外においても依然として厳しい状況の中、昨年、国の薬物乱用対策推進会議において「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が策定された。

本県においても、県民が薬物による生活の不安を感じることなく、安心して住み続けられる社会をつくるため、国の動向を参考としながら新たな薬物乱用対策五か年戦略を策定し、引き続き各機関の専門性を発揮しつつ、連携した取組を講じることにより薬物乱用の根絶を図ることとする。

法令別検挙者数の推移（高知県）　　単位：人

| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|
| 覚醒剤取締法 | 36 | 51 | 36 | 32 | 20 |
| 大麻取締法 | 29 | 21 | 24 | 28 | 26 |
| 麻薬及び向精神薬取締法等 | 3 | 0 | 3 | 2 | 3 |
| 麻薬特例法 | 6 | 2 | 7 | 5 | 4 |
| 合計 | 74 | 74 | 70 | 67 | 53 |

※データ提供：高知県警察本部

薬物事犯押収状況（高知県）

| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|
| 覚醒剤（ｇ） | 6.754 | 23.718 | 75.086 | 30.814 | 6.816 |
| 乾燥大麻（ｇ） | 297.74 | 122.8 | 1596.384 | 419.82 | 225.581 |
| 大麻草（本） | 34 | 27 | 80 | 96 | 22 |
| 液体大麻（ｇ） | 0 | 0 | 0 | 3.332 | 5.377 |

※データ提供：高知県警察本部

## ２　「高知県薬物乱用対策第六次五か年戦略」の視点

（１）青少年を中心とした薬物乱用未然防止の強化

青少年による薬物乱用の未然防止については、関係機関が一体となって実施してきた諸施策により、我が国の薬物生涯経験率は諸外国に比べて低水準を保持する等、着実にその効果が現れている。

一方、インターネットを中心とした誤った情報の流布等も一因となり、大麻事犯検挙人員の増加やオーバードーズの広がりが懸念される中で、薬物乱用を未然に防止するためには、医薬品の適正使用や違法薬物の正しい知識の普及啓発を行い、薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携し、薬物乱用防止教室の開催等を通じた積極的な広報・啓発の充実に努める必要がある。

（２）薬物乱用者の社会復帰支援の強化

薬物事犯は、覚醒剤再犯率が約７割と高水準である等、薬物依存からの脱却が容易でない点が特徴の一つであり、再乱用防止対策については、早期に発見し、早期に対応を行うことが重要であり、その際には本人の状態及び状況に応じた対応が必要である。

また、規制薬物の乱用は犯罪行為であるとともに、薬物依存症である場合があることを十分に認識し、社会復帰や治療のための環境整備に努め、社会資源の活用を行った上で、再乱用防止施策を推進する必要がある。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移している。

これらの課題に対応するため、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要がある。

（３）取締りの強化

本県では全国と同様、大麻事犯の検挙割合が増加しており、令和３年に初めて大麻事犯（麻薬特例法による検挙者数を含む）による検挙人員が覚醒剤事犯による検挙人員を

超過した。

また、近年、若年層グループによる大麻乱用が増加し、ＳＮＳやインターネット掲示板を利用した非面接型の宅配や郵便による規制薬物入手方法が主流になっている。

さらに、令和５年には、「合法カンナビノイド」を称する販売店で購入した未規制薬物の使用による健康被害の発生等、大麻に関する乱用は極めて深刻な状況にある。

薬物の乱用は、薬物乱用者自身の心身を蝕むばかりでなく、事件や事故を引き起こすなど、周囲へも甚大な被害や影響を及ぼすことがある。また、薬物の購入が暴力団等の薬物密売組織の資金源を支えている側面もあり、需要側である末端乱用者の徹底した取締りにより、薬物の流通阻止及び規範意識の維持向上による需要の削減を図る必要がある。（需要対策）

一方で、広域化・潜在化する薬物密売組織の実態を解明して壊滅させるためには、関係機関と相互の連携を強化し、各種捜査手法の効果的な活用を図る必要があり、厳正な科刑の獲得に努めて薬物密売組織構成員の長期社会隔離を図るとともに、犯罪収益の没収等、薬物犯罪収益対策を一層推進する必要がある。（供給対策）

## ３　「高知県薬物乱用対策第六次五か年戦略」の目標

〔基本目標〕

多様化する薬物乱用に対して各機関の緊密な連携のもと総合的

〔目標１〕
　青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

〔目標２〕
　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

〔目標３〕
　国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

## ４　具体的な取組

**目標１：青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止**

### （１）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒等が薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を根絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校等における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するよう研修を行う。

【薬物乱用防止教室の充実強化】

○学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導、「総合的な学習（探究）の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。（教育委員会）

○薬物乱用防止教室は学校保健計画に位置づけ、教職員、警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、福祉保健所職員、民間団体（ライオンズクラブ等）、その他関係機関が協力してすべての中学校・高等学校において、少なくとも年に１回薬物乱用防止教室を実施するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

（薬剤師会、ライオンズクラブ、刑務所、少年鑑別所、麻薬取締部、市町村、教育委員会、県警、県）

○薬物乱用防止教室において、大麻を中心に薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関するパンフレットや教材等を配布する。

（教育委員会、県警、県）

○医薬品の正しい使用方法等の内容を含めた薬物乱用防止教室を実施する。

（薬剤師会、ライオンズクラブ、麻薬取締部、市町村、教育委員会、県警、県）

○薬物乱用防止を含めた非行防止教室の実施及びインターネット上の危険サイトへのアクセスやＳＮＳ上でのトラブル（闇バイト含む）防止に向けた情報モラル授業を実施する。

（少年補導育成センター連絡協議会）

【研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上】

○薬物乱用防止教室に関わる指導者や教職員に対する研修会や講習会を開催するとともに、指導方法及び指導内容の充実強化を図る。（麻薬取締部、教育委員会、県警、県）

〇教職員や薬物乱用防止教室の指導者（県警、福祉保健所、精神保健福祉センター、県薬物乱用防止推進員等）に対し、児童生徒の発達段階等を踏まえ、覚醒剤、大麻等薬物乱用に関する最新の知見を情報提供し、適切な指導を依頼する。
（教育委員会、県警、県）

【学生等に対する薬物乱用防止のための啓発の推進】

〇大学等の学生に対して、講習会を実施する等の薬物乱用防止に関する啓発活動を推進する。（県警、県）

〇薬物乱用防止に関する学生ボランティアを養成し、学生自身がイベント等に参画することにより薬物乱用防止の規範意識の向上につなげると共に、若者から若者へより充実した啓発を行う。（ライオンズクラブ、県）

〇中学生による薬物乱用防止ポスターの作成、ポスター・標語コンテストや非行防止ポスター展等の開催により、青少年に対して早期から薬物乱用防止の危険性について知る機会を与える。（少年補導育成センター連絡協議会、県警、県）

〇生徒等の非行防止に関する協議会等において少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性についての情報交換と、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請等について意思統一を行い、警察、学校関係者、薬事行政担当者等関係者との連携を一層強化する。（少年鑑別所、少年補導育成センター連絡協議会、県警、県）

**（２）有職・無職少年に対する啓発の強化**

薬物乱用防止教育を受ける機会が少ない有職・無職少年に対しては、生活状況に対応しつつ、薬物乱用の未然防止に向けて薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識の伝達や薬物乱用を絶対にしないという規範意識の向上を図る。

〇労働関係機関における有職・無職少年を対象とした啓発の充実を図る。（労働局、県）

〇街頭キャンペーンや青少年が多く利用するＳＮＳ等を通じて有職・無職少年に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。（教育委員会、県警、県）

**（３）国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進**

新型コロナウイルス感染拡大の影響により低迷していた海外渡航者の急増が見込まれる中、海外渡航者に対し、我が国と諸外国の薬物規制状況の違いを正しく周知し、海外渡航者が渡航先において、興味本位で薬物を使用することを防止するとともに、「運び屋」への勧誘に応じることの危険性について、十分に注意喚起を行う。

〇啓発物等を活用し、海外渡航者等に向け、規制薬物の危険性、海外での規制薬物の所持、密輸等の危険性や大麻を原材料とする食品等の持ち帰りに関する注意喚起を行う。（税関、県警、県）

〇外国人の上陸審査の強化及び上陸拒否事由に該当する者、上陸審査において入国目的等について虚偽の申請を行う疑いがある者に対し厳格な上陸審査を行う。　（入管）
〇規制薬物の所持等を疑う事案等について関係機関と情報の共有及び協力を行い、規制薬物の流入及び規制薬物事犯に関与する外国人の入国を阻止する。　（入管）

**（４）県民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発の推進**

青少年による薬物乱用の未然防止には、学校教育のみならず、県民全体の規範意識の向上が肝要であり、県民生活のあらゆる機会を捉え、様々な広報媒体を活用して、乱用著しい大麻をはじめとする規制薬物について科学的知見に基づいた効果的な広報・啓発を実施する。

【家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進】
〇研修会の開催、啓発資材の活用により薬物乱用防止推進員の資質の向上を図る。（県）
〇シンポジウム、街頭キャンペーン、地域の健康まつり等を通じて、青少年の保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止に関する啓発を行う。　（教育委員会、県警、県）
〇青少年の保護者向け啓発読本の配布を行うことで、家庭における青少年に対する薬物乱用防止教育の充実を図る。　（麻薬取締部、教育委員会、県）
〇地域ボランティア等との連携強化及び啓発資材の提供等の支援を行う。　（県）
〇地域社会や関係機関等と連携した街頭補導活動の一層の強化により、薬物乱用少年の早期発見・補導に努める。　（少年補導育成センター連絡協議会、県警）
〇ゲームセンター・カラオケボックス等、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者等に対し、薬物乱用少年を発見した場合の警察への通報等について積極的な協力要請を行う。
（県警）

【地域における相談窓口の周知】
〇地域住民の相談に的確かつ素早く対応できるよう、乱用薬物（オーバードーズを含む）に関する相談窓口等の情報の提供を含めた薬物乱用防止に関する広報啓発活動を一層推進する。
※相談窓口については９ページの一覧参照　（本部各機関）
〇青少年に対し最善の処置を図るため、相談機関間の一層の連携強化を図る。
（少年鑑別所、麻薬取締部、教育委員会、県警、県）
〇研修会等において、専門補導員等関係指導者の資質向上を図る。
（県警、県）

【街頭キャンペーン等による啓発の推進】
〇青少年を含む県民に対し、薬物乱用の有害性・危険性等について下記の広報啓発活動を

一層積極的に展開する。

・「不正大麻・けし撲滅運動」（４月～７月）
・「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（６月２０日～７月１９日）
・「薬物乱用防止広報強化期間」（６月～７月）
・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月）
・「社会を明るくする運動強化月間、再犯防止啓発月間」（７月）
・「薬物及び銃器取締強化期間」（５月、１０月）
・「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（１０月～１１月）
・「子ども・若者育成支援強調月間」（１１月）　（本部各機関）

○「薬物乱用防止キャラバンカー」、「薬物見本セット」、「薬物乱用防止パネル」等の有効的な活用により、薬物乱用の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図る。
（少年補導育成センター連絡協議会、県警、県）

○薬物乱用防止教室、講演会、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例についての情報提供を行うとともに、有害性・危険性についての正しい知識の普及を図る。
（少年鑑別所、麻薬取締部、教育委員会、県警、県）

○啓発資料を中学校や高等学校等に対して配布し、適切な指導を依頼する。
（教育委員会、県）

○啓発ポスターやチラシを、関係団体の協力を得て県民に配布する。　（県）

○乱用拡大を防止するため、関係機関・団体等と連携して新たな乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動を的確に行う。　（麻薬取締部、県警、県）

○デジタル広告等を活用し、若年層や大麻への関心が高い者に対する効果的な広報・啓発を実施する。　（麻薬取締部、県警、県）

高知県内の主な薬物相談窓口

| | |
|---|---|
| ・高知県警察本部 | ０８８－８２２－１０７４ |
| ・高知県薬務衛生課 | ０８８－８２３－９７９７ |
| ・安芸福祉保健所 | ０８８７－３４－３１７５ |
| ・中央東福祉保健所 | ０８８７－５３－３１７１ |
| ・中央西福祉保健所 | ０８８９－２２－１２４０ |
| ・須崎福祉保健所 | ０８８９－４２－１８７５ |
| ・幡多福祉保健所 | ０８８０－３５－５９７９ |
| ・高知県立精神保健福祉センター | ０８８－８２１－４９６６ |

その他

・あやしいヤクブツ連絡ネット　０３－５５４２－１８６５
（厚生労働省）

・「麻薬・覚醒剤・中毒」相談電話　０８７－８２３－８８００
（四国厚生支局　麻薬取締部）

## 目標２：薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

### （１）薬物依存症者等への医療提供体制の強化

薬物依存症からの回復に向けて、適切な治療を継続して実施する必要があり、認知行動療法等、治療回復プログラムの実施を中心とした医療供給体制の整備に向けた取組の充実を図る。

〇認知行動療法を用いた治療・回復プログラムについて、医療従事者や関係機関等への普及啓発を図る。（県）

〇薬物依存症者の治療及び回復のための民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。（県）

〇少年サポートセンター、各福祉保健所及び高知市保健所、精神保健福祉センター等の相談体制及び連携の強化のために研修等を通じて、担当職員のスキルアップを図る。（保護観察所、麻薬取締部、県警、県）

### （２）刑事司法関係機関等が連携した社会復帰に繋げる息の長い指導・支援の推進

薬物乱用者の再使用を防止するための、専門的指導プログラムの実施や帰住先・就労先の確保のための支援等、矯正施設入所中から地域移行に至るまでの薬物乱用者に対する継続的な支援を充実させるとともに、各関係機関と民間団体とが連携した社会復帰推進のための長期的な指導、支援を実施する。

【矯正施設における効果的な指導・支援の推進】

〇矯正施設における適切なアセスメントの実施を推進し、再犯リスクを踏まえた効果的な指導を実施するとともに、薬物指導等体制を整備する。（刑務所、保護観察所）

〇大麻に関する補助教材を活用し、大麻事犯の特性に対応した指導・支援を実施する。（刑務所）

【保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進】

○薬物再乱用防止プログラムを特別遵守事項に義務付けて実施するとともに、同プログラムに基づく指導を義務付けられない者に対しては、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を受けるよう働き掛ける。（保護観察所）

○薬物依存のある保護観察対象者に対し、必要に応じて地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働き掛ける。（保護観察所、県）

○必要な知識・資格等がなく、又は自己の能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、求職活動が円滑に進まない場合や一旦就職しても離職してしまう場合などがあるという課題を踏まえ、薬物依存のある者を含む保護観察対象者に対し、就労に向けたきめ細かな支援の充実を図る。（保護観察所）

○薬物依存・中毒者の治療・社会復帰のための民間団体（自助グループ等）を交えた関係機関の連携を強化し、連絡会議を開催する。（保護観察所、麻薬取締部、県警、県）

○就労支援推進協議会等の機会を通じて、ハローワーク等との連携や協力雇用主の拡大等就労支援の充実強化を図る。（刑務所、保護観察所、労働局）

○薬物乱用者が早期に相談できるようにするための相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関連機関に民間団体を加え、その連携を強化し、ネットワーク体制を整備する。（麻薬取締部、県警、県）

【保護司適任者の確保と活動基盤の強化】

○薬物事犯の刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担っている保護司の適任者の確保が困難化していることから、保護司適任者の確保とその活動に対する支援を強化して地域における更生保護の活動基盤の強化を図る。（保護観察所）

【刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進】

○薬物事犯により検挙した執行猶予判決が見込まれる者、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等に対し、関係機関と連携の上、必要に応じて面接を行い、再犯防止に資する冊子の配布、情報の提供、認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施、医療機関等への引継ぎなどを行う。（麻薬取締部、県警）

【大麻事犯者の特性に対応した効果的な指導・支援の推進】

○保護観察所における薬物再乱用防止プログラムに大麻に関する指導項目を新設し、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実を図る。（保護観察所）

**（３）地域社会における本人・家族等への支援体制の充実**

刑事司法関係機関での対応を終えた後も、地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるよう、地域の医療、保健、福祉機関と連携を図りながら、本人、家族へのケアを行うため、相談窓口の周知と相談体制の充実を図る。

○薬物問題に悩む家族等が早期に相談できるようにするための相談窓口の周知・利用促進を図ると共に、相談対応における関連機関に民間団体（公益財団法人暴力追放高知県民センター等）を加え、その連携を強化し、ネットワーク体制を整備する。

（刑務所、麻薬取締部、県警、県）

○薬物依存・中毒者の社会復帰支援等を行っている民間団体の活動との連携を強化する。
（保護観察所、県警、県）

○薬物依存・中毒者及びその家族等に対する民間団体の活動等に関する情報の提供等を図る。（保護観察所、麻薬取締部、県警、県）

○薬物問題に悩む家族等に対し講習会等を実施し、依存性薬物による害悪及びその対処法並びに依存症治療を支える家族関係等、依存症についての正しい知識を付与する。
（保護観察所、県）

○薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施する。（保護観察所）

○法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事司法関係機関と医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図る。
（刑務所、保護観察所、県）

○薬物依存のある保護観察対象者が居住する地域における薬物処遇に関係する機関との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施する。（保護観察所、県）

○薬物依存のある保護観察対象者の処遇に係るケア会議の実施を通じて関係機関との連携の強化を図る。（保護観察所）

○医療機関等に通院する保護観察対象者の同意を受けて、医療機関からの医療・支援状況に係る情報提供を受け、当該保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等を実施する。（保護観察所）

**（４）薬物依存症に関する正しい理解の促進**

薬物依存症は適切な治療・支援により回復可能であるため、薬物依存症に対する正しい知識を県民に啓発し、薬物依存症からの回復や、社会復帰を目指す者を地域共生社会の一員として社会全体で支えるなど、偏見の解消に努めるための取組を行う。

○薬物依存症の正しい知識と理解について広く県民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。
（県）

○薬物問題に悩む家族、地域の相談窓口担当者及び民間支援団体等に対して講習会を開催し、依存性薬物の使用による危険性・有害性や心身に与える悪影響及びその対処方法並びに薬物依存症・中毒等に関する正しい知識・意識の理解を促進する。
（県）

○各福祉保健所及び高知市保健所の相談窓口、精神保健福祉センターの家族教室等の関係

機関の活動を活用し、薬物依存・中毒に陥った少年の家族に対する支援を強化する。
（少年鑑別所、県）

**目標３：国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止**

**（１）暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売組織対策の推進**

本県においては、暴力団が密売組織の中核となっており、薬物乱用を根絶するためには、薬物供給源である暴力団の壊滅が不可欠であることから、組織犯罪対策を推進する。

【捜査体制の強化及び関係機関相互の連携強化】

○暴力団等による薬物密売に係る情報を収集、分析し、統一的な計画に基づく取締りを推進する。（税関、麻薬取締部、海上保安部、県警、県）

○組織的な薬物密売の実体解明を推進するため、捜査体制と情報分析体制の強化を図る。（税関、麻薬取締部、海上保安部、県警、県）

○薬物密売組織に対する視察内偵のために必要な装備資器材の整備を図る。（税関、麻薬取締部、海上保安部、県警、県）

○関係機関による合同捜査・共同捜査を推進する。（税関、麻薬取締部、海上保安部、県警、県）

【組織の中枢に位置する者に対する取締り強化】

○末端乱用者の取締りを端緒として、その薬物供給源である暴力団等の薬物密売組織による薬物密売の実態を解明し、首領、幹部等の中枢に位置する者の検挙により組織の壊滅・弱体化を図る。（検察庁、麻薬取締部、海上保安部、県警）

【麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離】

〇業として行う薬物密売等の事犯について営利性、常習性等の立証に努め、麻薬特例法第５条を適用するなど厳正な科刑の獲得に努める。　　（検察庁、麻薬取締部、県警）

【外国人薬物密売組織に対する警戒の強化】

〇偽造旅券等を用いて入国する例もみられる外国人密売組織の拡大を未然に防止するため個人識別情報の活用による入国審査及び偽変造文書鑑識を厳格かつ的確に実施する。
（入管）

〇検挙された外国人密売人の多くを不法滞在者が占めることから、不法滞在者に対する取締を強化する。　　（入管、県警）

**（２）薬物犯罪収益対策の推進**

薬物密売組織に打撃を与えるためには、資金面の対策が必要であることから、薬物犯罪収益に係る取締り、剥奪等を図るため、以下の取組を行う。

【薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進】

〇薬物犯罪収益等に係る実態解明を推進して、薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見に努める。　　（検察庁、麻薬取締部、海上保安部、県警）

〇薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の分析、捜査機関等への提供を迅速・的確に行うとともに、同情報を捜査に活用する。　　（麻薬取締部、海上保安部、県警）

【薬物犯罪収益等のはく奪の徹底】

〇薬物犯罪収益等のはく奪を強化するため、税務当局への課税通報の活用を図る。
（麻薬取締部、県警）

〇薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為を処罰する麻薬特例法第６条及び第７条の適用に努めるとともに、薬物犯罪収益等の確実なはく奪を期すため、麻薬特例法第１９条及び第２０条に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の活用に努める。
（検察庁、麻薬取締部、県警）

**（３）巧妙化・潜在化する密売事犯への対応**

暴力団等は、携帯電話やインターネットを利用して密売を行っており、秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産の利用等、密売方法は、巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めている。

こうした密売方法に対応し、密売実態を明らかにするための取組を推進する。

〇巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めている薬物密売手法を解明するため、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図る。（麻薬取締部、県警）
〇インターネットを利用した広域化する薬物密売に対処するため、情報連絡体制の強化を実施するとともに、プロバイダ等との連携強化を図る。（麻薬取締部、県警）
〇サイバーパトロール、インターネットホットラインセンターからの通報等により薬物密売に関する情報の把握に努める。（麻薬取締部、県警）
〇携帯電話、インターネット利用による薬物密売について、解析・分析機能を強化する。（検察庁、麻薬取締部、県警）
〇携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、各種法令を活用し取締りを徹底するとともに、各種捜査方法について検討を行う。（検察庁、麻薬取締部、県警）

**（４）大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底**

薬物乱用防止の為には、薬物密売組織に対する取締りとともに、その需要削減が重要な課題であることから、末端乱用者に対する取締りを徹底する。また、同時に、相談活動、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を進めるための広報啓発活動を推進する。

〇末端乱用者への取締りを徹底する。（麻薬取締部、県警）
〇末端乱用者の薬物への依存を断たせるため、薬物事犯に係る相談活動の充実を図る。（麻薬取締部、県警、県）
〇薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を進めるため、関係機関の団体と協力して、薬物に関する正しい知識の普及に努めるなどの広報・啓発活動を推進する。（税関、麻薬取締部、県警、県）
〇若年層への乱用拡大が見られる大麻事犯について、取締り方法の検討を行う。（検察庁、麻薬取締部、県警、県）
〇船舶への立入検査、海事関係者への違法薬物情報の収集・分析を行い、末端乱用者に対する取締りを徹底する。（海上保安部）
〇末端乱用者の薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者、及び大麻栽培器具販売者、注射器の不正販売者に対する取締り等を推進する。（税関、麻薬取締部、県警、県）
〇全国的に再流行している危険ドラッグについて、関係機関と連携し、根絶を図る。（麻薬取締部、県警、県）

**（５）正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化**

正規に流通している麻薬や向精神薬等が不正な売買や譲渡受等を通じて乱用されるのみならず、重大事犯に悪用される事例を防止するために、医療機関等に対し、指導・監督の徹底を図るなど、不正流通の防止に努める。

〇医療機関、取扱業者、薬局等への指導・監督の徹底を図る。（麻薬取締部、県）
〇麻薬・覚醒剤原料物質の取扱業者に対し、薬物管理に係る指導を徹底する。

（麻薬取締部、県）

〇市場流通するＣＢＤ製品（大麻由来製品）について、買上調査を実施して成分分析を行い、ＣＢＤ製品市場の実態把握に努める。（麻薬取締部）

〇関係機関による、「薬物取締強化期間」を設定する。（税関、海上保安部）

〇四国地区麻薬取締協議会等の関係機関の定期的な情報交換会議を開催する。

（検察庁、入管、税関、麻薬取締部、海上保安部、県警、県）

〇市販薬の販売業者に対して、濫用等のおそれのある医薬品の販売ルールの周知を行い、適正販売を指導する。（県）

**（６）密輸対策の強化**

水際における密輸取締を効果的・効率的に行うため、情報収集・分析能力を強化し、関係機関と十分な連携を図る。また、取締・検査機器等の装備及び捜査技法の充実を図る。

【情報等の収集の充実】

〇マスメディア、ホームページ等を効果的に活用し、密輸情報ダイヤル（０１２０－４６１－９６１）、海の緊急通報用電話番号（１１８番）等を積極的に広報するとともに、あらゆる機会を利用し、県民から広く密輸等の情報提供を求める活動を強化する。

（税関、海上保安部、県警）

〇高額アルバイト（いわゆる闇バイト）による薬物の密輸への加担を防止するため、関係機関と連携し、出前授業やキャンペーン等の広報活動を通じて、県民に注意喚起を行う。

（税関）

〇漁業関係者、海事関係者、通関業者、船舶代理店等の関係業界との連絡協議会等の種々の機会、ボランティア団体との連携等を通じて、密輸関連情報の提供を要請し、また、その通報体制の確立に努める。（税関、海上保安部、県警）

【組織・装備の強化】

〇情報収集及び取締り活動をより一層強化するため、情報収集体制及び分析等に必要な資材・機材の充実・整備を図る。（税関、海上保安部、県警）

〇薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施する。

（税関、麻薬取締部、海上保安部、県警）

【海上、港湾等監視・取締体制の強化】

〇新たな装備資機材の活用を含め海上や港湾等における監視・取締体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努める。　（税関、海上保安部、県警）

【密輸リスクに対応した取締の実施】

〇旅客・貨物に関する事前報告等を活用した取締の充実・強化を図る。　（税関）

〇要注意船舶・人等に関するデータベースの充実を図るとともに、集約した情報を分析評価のうえ対象船舶を絞り込み、効果的な監視、取締りを図る。　（海上保安部）

本部各機関一覧（順不同）
（一社）高知県医師会、（一社）高知県歯科医師会、（公社）高知県薬剤師会、
ライオンズクラブ国際協力３３６－Ａ地区６リジョン・７リジョン、
高知地方検察庁、高知地方法務局、高知刑務所、高知少年鑑別所、高知保護観察所、高松入国管理局高知出張所、神戸税関高知税関支署、四国厚生支局麻薬取締部、
四国運輸局高知運輸支局、高知海上保安部、高知労働局、高知県市長会、
高知県町村会、高知県少年補導育成センター連絡協議会、高知県教育委員会、
高知県警察本部、高知県